



# 環境教育のこれまでの歩みと学校教育

三島 順子

Written by  
Junko Mishima

## はじめに

2011年6月15日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」が公布された。この法律は2003年7月25日公布の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」を官民合わせた社会全体の取り組みで環境教育を一層推進するためにこのたび改正されたもので、同時に名称変更も行われた。

地球温暖化、生物多様性の危機など地球環境の大きな変化に伴い、環境問題の解決や環境を理解するための教育としての「環境教育」という言葉が盛んに聞かれるようになった。環境教育は現在の学校教育の中では新しいものであり、環境の変化や環境問題によって学習内容が徐々に変化する教育である。環境教育というキーワードが学校、自治体、企業（特にCSR活動）等でたびたび取り上げられ、取り組みが進められるようになって久しい。このたびの法改正をひとつのきっかけとして環境教育が必要であると考えられた背景や、日本での取り組みを振り返ることにする。そこから、日本での環境教育の課題や進むべき方向が見えてくれば良いと考え、これから4回にわたって、環境教育の変遷、国内での環境教育に対する地域や学校での取り組み、今後の展望について報告する。

## 環境教育の国際的な潮流

はじめに、環境教育の「環境」という言葉の定義を確認しておくことにする。現在の日本では、一般的に「環境」という言葉のイメージは、海、山、川、森、生き物等の「自然環境」をさすことが多いのではないだろうか。しかしながら、本稿で取り上げる「環境」とは、「自然環境」と「人間の周囲にある環境（貧困、人口増加、教育、資源の破壊と枯渇等）」の両方をさすものとする。後述のように環境問題に関する国際的な会議やそこで出される宣言での環境教育の「環境」とは自然環境と人為環境をさし、環境問題とは経済問題や南北問題、人口問題等を含んでおり、その環境の保護や改善のためのものだからである。今回はこれまでの国際的な環境問題に対する社会の対応とそれに伴って変化した環境教育の歩みを振り返ることにする。

環境教育という言葉が、日本においても世界の各国の政策や法律制度上においても現れはじめたのは1970年代に入ってからである。アメリカでは1962年に農業の危険性を訴えたレイチェル・カーソンの有名な『沈黙の春』が出版された。農業問題やロサンゼルスの大気汚染、エリー湖等の水質汚濁など環境問題への関心が高まり、1970年にアメリカで環境保護庁（EPA: United States Environmental Protection Agency）が設立され、同年イギリスでも環境省（現環境食糧省、DEFRA: Department for Environment,

Food and Rural Affairs)が設立された。翌1971年には日本で、環境庁(現環境省)が発足し、同年フランスでも環境省(現地域計画環境省、MRPE.. Ministry of Regional Planning and Environment)が設立された。

1972年にスウェーデンの首都ストックホルムで、世界で最初の国際的な環境の会議とされる「国連人間環境会議(通称・ストックホルム会議)」が開催された。この会議には114カ国と国連の専門機関等をあわせて1300人以上が集まり、先進国と途上国の環境に対する考え方の違いが明らかになった。国際的な環境教育会議で日本代表を務めてきた中山和彦筑波大学名誉教授は、「先進国は後開発国の資源を略奪し、それによって豊かになり、自分たちが無定見なままに推し進めた技術開発により環境汚染をおこすと、これ以上は過ちをおこさないようにと、開発途上国側における工業発達にブレーキをかけてくる」といった主張があったと報告している(※1-2)。

この会議で採択された宣言はストックホルム宣言、または人間環境宣言と呼ばれ「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要である」で始まり、次の7つの視点で構成される。この宣言は、「環境教育の必要性」に国際的に初めて明確に言及したものである。

- ①(前略)自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である。
- ②人間環境を保護し、改善させることは、世界中の人々の福祉と経済発展に影響を及ぼす主要な課題である。これは全世界

の人々が緊急に望むところであり、全ての政府の義務である。

③人は、絶えず経験を生かし、発見、発明、創造及び進歩を続けなければならない。(中略)人工の害が増大しつつあることを知っている。その害とは、水、大気、地球、及び生物の危険なレベルに達した汚染、生物圏の生態学的均衡に対する大きな、かつ望ましくなく乱、かけがえのない資源の破壊と枯渇及び人工の環境、特に生活環境、労働環境における人間

【表】環境教育の目的・ねらいの変遷

ストックホルム勧告 1972	(第96項) 自己を取り巻く環境を、自己のできる範囲内で管理し規制する行動を、一歩ずつ確実にすることのできる人間を育成すること	
ベオグラード憲章 1975	環境とそれに関連する問題に気づき、そのことに関心を持ち、そして現在の問題の解決や新しい問題の予防のために、個人や集団で働くための知識、技能、態度、動機、そして参加の意欲を持つ人々の世界的な数を増やすこと	
トビリシ勧告 1977	a. 都市や田舎における経済的・社会的・政治的・生態学的相互依存関係に対する明確な気づきや関心を促進すること b. すべての人々に、環境の保護と改善に必要な知識、価値観、態度、実行力、技能を獲得する機会を与えること c. 個人、集団、社会全体の環境に対する新しい行動パターンを創出すること	
ナイロビ宣言 1982	広報・教育及び訓練を通じて、環境の重要性に対する一般的及び政治的認識を高めること	
環境教育指導資料 中学・高等学校編 1991	環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成すること	
アジェンダ21 1992	(36章) 教育・意識啓発及び訓練の推進 教育は持続可能な開発を推進し、環境と開発の問題に対処する市民の能力を高めるうえで重要である。……公式及び非公式な教育は、人間の態度を変化させるために必要不可欠のものであり、これにより持続可能な開発を評価し達成することができる。教育はまた、持続可能な開発と調和した「環境及び道徳上の意識」「価値観や態度」「技術や行動」を成し遂げ、かつ意思決定に際しての効果的な市民の参加を得るうえで重要となる	
中央教育審議会答申 1996	環境から学ぶ (IN)	豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な活動体験を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う
	環境について学ぶ (ABOUT)	環境問題と社会・経済システムのあり方や生活様式のかかりについて理解を深める
	環境のために学ぶ (FOR)	環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける
テサロニキ宣言 1997	持続可能性を達成するために、多くの重要なセクター内で、及び……行動と生産様式の変化の中において、取り組みの調整と統合が求められている。このために、適切な教育とパブリック・アウェアネスが……持続可能性の柱の一つとして認識されるべきである	
中央環境審議会答申 1999	「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、国民一人ひとりを「具体的行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与すること	

出所) 花田眞理子 (2003) 水資源・環境研究第16号「環境教育の新しい潮流—「持続可能性のための教育」の視点から」

の肉体的、精神的、社会的健康に害を与える甚だしい欠陥である。

④開発途上国では、環境問題の大部分が低開発から生じている。(中略)このため開発途上国は、開発の優先順位と環境の保全、改善の必要性を念頭において、その努力を開発に向けなければならない。同時に同じ目的のため先進工業国では、自らと開発途上国との格差を縮めるよう努めなければならない。

先進工業国では、環境問題は一般に工業化及び技術開発に関連している。

⑤人口の自然増加は、絶えず環境の保全に対し問題を提起しており、(中略)努力を通じて人間環境を常に変えてゆくのは人間そのものである。(後略)

⑥(前略)自然と協調して、より良い環境を作るため知識を活用しなければならぬ。現在及び将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、即ち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった。

⑦この環境上の目標を達成するためには、市民及び社会、企業及び団体が全てのレベルで責任を引き受け、共通な努力を公平に分担することが必要である。(後略)

これに続いて、「権利と義務」「守るべき対象の資源」「開発に対する考え方」「環境の諸官庁の設置や政策」「教育」などについて具体的な共通の信念として表明された26の原則が続く。ここでいう教育とは若い世代、即ち子どもに向けたものだけでなく、責任ある行動をしていくために成人にも教育が必須であることやマスメディアの責任についても言及されている。また、同時に採択された勧告において第96項で国際的な環境教育の推進役はUNESCOが担うとしている。

1975年に旧ユーゴスラビアのベオグラードで、環境教育専門家会議である「国際環境教育ワークショップ(通称:ベオグラード会議)」が開催された。会議の目的はストックホルム宣言で必要とされた環境教育について推進すべく、「環境教育の傾向と環境の課題について概括し、議論すること」「その議論に基づき、国際的に環境教育を推進するためのガイドラインと勧告をつくること」であった。そこで採択されたのが環境教育についての手本ともいべき「ベオグラード憲章」である。環境教育の目的は表にあるもので、目標を「認識: Awareness」「知識: Knowledge」「態度: Attitude」「技能

: Skill」「評価能力: Evaluation Ability」「参加: Participation」と定めた。環境教育とは、「問題に気づいて、行動することによって環境保護や改善を行えるようになること」と考えられており、これが日本の環境教育のキーワードの「気づきから行動へ」に引き継がれる。

1977年、旧ソビエト連邦、現在はグルジア共和国のトビリシで「環境教育政府間会議(通称:トビリシ会議)」が開催された。この会議の目的はベオグラード会議の後、アフリカ、アジア、アラブ、ラテンアメリカ、ヨーロッパ(北米を含む)の5地域で開催した環境教育地域専門家会議(地域ミーティング)にて討議を進めた後、環境教育に関する国際的合意を築くことが目的であった。成果としてトビリシ宣言とトビリシ勧告が採択された。トビリシ会議では、環境教育の目的は「気づきや関心を促進すること」「知識、技能等の獲得の機会を与えること」「行動パターンを創出すること」(表参照)とさらに明確な表現に変更され、目標からはベオグラード憲章の「評価能力」の項目がなくなった。

ストックホルム宣言から10年後の1982年、ケニアの首都ナイロビで国連環境計画管理理事会特別会合が開催された。国連環境計画は1975年から1995年まで環境教育を推進するための国際環境教育プログラム(IEEP)をUNESCOと共同で推進した。先進国と途上国との環境と開発をめぐる論議についての共通の土俵が初めてつくられ、環境問題について提言を行う委員会(環境と開発に関する世界委員会:委員長の名から「ブルントラント委員会」と呼ばれる)が設けられたが、そのきっかけとなった提案を行ったのは日本であった。

1987年のブルントラント委員会の最終報告書として「我ら共有の未来(Our Common Future)」が発表され、現在の環境教育でのキーワードである「持続可能な開発」という概念が提唱された。日本版監修者の大来佐武郎氏の「はしがき」には、環境問題の抱える課題と根深さがうかがえ、報告書の本質が端的に表されている(※3)。

「この報告書は、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発、即ち『持続的開発』をメインテーマとしている。環境と開発を分離することが不可能であるという、自明ながらも

世界の国々の政策の中で未だ実現されていない理念に立脚し、人口、食料、エネルギー、工業、国際経済などのさまざまな分野での問題の構造を分析し、持続的開発に向けて世界が急速に講ずるべき方策を示すものとなっている」

環境省のホームページにブルントラント報告書の概要が掲載されており、各章の内容がコンパクトにまとめられている。第1章では今日の地球の現状と環境問題、第2章では「持続可能な開発に向けて」、第3章以降では様々な環境問題とその対策についてである。以下、第1章、第2章を引用する。

### 第1章 未来への脅威

今日、酸性雨、熱帯林の破壊、砂漠化、温室効果による気温の上昇、オゾン層の破壊等、人類の生存の基盤である環境の汚染と破壊が地球規模で進行している。この背後には、過度の焼畑農業による熱帯林破壊に見られるような貧困からくる環境酷使と、富裕に溺れる資源やエネルギーの過剰消費がある。

### 第2章 持続可能な開発に向けて

いまや人類は、こうした開発と環境の悪循環から脱却し、環境・資源基盤を保全しつつ開発を進める「持続可能な開発」の道程に移行することが必要である。成長の回復と質の改善、人間の基本的ニーズの充足、人口の抑制、資源基盤の保全、技術の方向転換とリスクの管理、政策決定における環境と経済の統合が主要な政策目標である。

1992年、ブラジルの首都リオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（通称：地球サミット）」が開催され、180カ国が参加する大規模な会議となった。環境問題を解決するための最も顕著な問題は、先進国と途上国間の経済状況の違いが環境問題や環境教育への取り組み姿勢の差として明確に生じていることである。地球サミットでは「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された。その前文では「…ストックホルム宣言を再確認するとともにこれを発展させることを求め、…新しい公平な地球的規模のパートナーシップを構築するという目標を持ち、全ての者のための利益を尊重し、かつ地球的規模の環境及び開発のシステムの一体性を保持する国際的合意に向けて」、環境問題は世界全体で解決に取り組むべき問題であると確認している。地球サミットではリオ宣言と同時に、実行計画としての「アジェンダ21」、

「森林原則声明」、2つの国際条約「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」、あわせて5つの文書が国際的に合意された。

2002年、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議（通称：ヨハネスブルグサミット）」が開催された。リオサミットから10年経過したところで「アジェンダ21」の実施状況の包括的レビューと、実施促進、その後発生した課題について議論することが目的であった。このサミットで日本は国際的な環境教育取り組みの枠組みとして、2005年から始まる10年間を「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」の10年とすることを提案し、国連で採択された。「国連・持続可能な開発のための教育の10年」は今年で既に半分が経過し、ラストスパートに入っている。最近の日本の状況を見ると「環境教育を成人に対して行うことの難しさ」や「社会全体で取り組むことの難しさ」を感じる。次回は国内での環境教育の流れや、その取り組みについて報告することにした。

（大阪ガス㈱エネルギー・文化研究所研究員）

### 引用文献

- （※1）市川智史・今村光章「第1部環境教育の基礎理論 第2章環境教育の歴史1ー環境教育の登場」『環境教育への招待』川嶋宗継・市川智史・今村光章編著、ミネルヴァ書房（2000）
- 2）
- （※2）中山和彦「1世界の環境教育とその流れーストックホルムからトリシマまで」『世界の環境教育』佐島群巳・中山和彦編著、国土社（1993）
- （※3）大来佐武郎「はしがき」『地球の未来を守るために：Our Common Future』環境と開発に関する委員会、大来佐武郎監修、福武書店（1987）

### 参考文献

- 川嶋宗継・市川智史・今村光章編著『環境教育への招待』ミネルヴァ書房（2002）
- 五島教子・関口知子編著『未来をつくる教育ESDー持続可能な多文化社会をめざして』明石書店（2010）
- 上原有紀子「国連・持続可能な開発のための教育の10年」をめぐってー共生社会を目指した日本の取組み」レファレンス（2005）
- 鈴木善次甲南大学WEBサイト人間と環境
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター「環境教育指導資料」（小学校編）（2007）
- EICネット「一般財団法人環境情報センターが運用する環境教育・環境保全活動を促進するための環境情報・交流ネットワーク